

■防府市子ども・子育て支援事業計画構成イメージ■

事業計画目次構成イメージ	概要及び次世代育成支援後期行動計画との関連
I 序論	
1 計画策定の趣旨等 (1) 計画策定の趣旨 (2) 法的根拠	<ul style="list-style-type: none"> ●本市における事業計画は、子ども・子育て支援法により記載する必要がある項目に加え、26年度末で計画期間が終了する「防府市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を引き継ぐ計画に位置付け、本市の子ども・子育て支援施策を幅広く記載するものである。
2 計画の概要 (1) 計画の期間 (2) 計画の対象 (3) 計画策定の基本的考え方 (4) 計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●平成27年度から31年度までの5か年とする。 ●生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、子ども・青少年とその家庭とする。ただし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応を行うこととする。 ●「防府市次世代育成支援行動計画（後期計画）」をはじめ、本市の総合計画や他の行政計画等との関係を明記。 <ul style="list-style-type: none"> ・関係する各分野の計画と連携・整合を図りつつ策定。また、今後策定される予定の計画についても、可能な限り整合を図る。 ・計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に計画を進める。 ●「市民・事業者・市それぞれの役割・責務」「計画の検証方法」等について記載する。

事業計画目次構成イメージ	概要及び次世代育成支援後期行動計画との関連
<p>3 防府市の子ども・子育てを取り巻く状況と課題</p> <p>(1) 子ども・子育て家庭を取り巻く状況の変化</p> <p>(2) 仕事と子育ての両立の充実</p> <p>(3) 待機児童問題</p> <p>(4) 子ども・青少年の養育環境の状況</p> <p>(5) 障害児の増加と必要な支援の充実</p> <p>(6) 次世代育成支援行動計画の総括</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●少子化や核家族化、晩婚化・晩産化 ●地域のつながりの希薄化 ●ひとり親家庭の増加等 ●出産・育児期の女性の就業率の落ち込み（M字カーブ） ●男性の育児時間の水準の低さ（長時間労働） ●小1 の壁 ●保育士不足 ●保育の質の確保 ●児童虐待事例の増加（新規把握件数、虐待対応件数、相談件数の増加） ●若者のひきこもり、無業状態 ●配偶者等からの暴力（DV） ●発達障害児の増加や障害の重複化等 ●上記（1）から（5）の諸課題、「防府市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の評価、ニーズ調査結果等を踏まえた現計画の総括を行う。 ※今回の会議で、「防府市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の評価からみた主要課題についての資料添付

事業計画目次構成イメージ	概要及び次世代育成支援後期行動計画との関連
II 防府市の子ども・子育て支援の将来像と基本理念等	
1 将来像	<p>●事例</p> <p>親と子どもが地域とひとつになっていきいきと育ち、豊かに暮らせるまち 防府</p> <p>未来を創り、担う子どもたちが、健全に成長するためには、行政、企業及び地域全体が、子育て家庭の「支え」となり、親自身が、子どもを産み育てることに生きがいを感じ、楽しみながら豊かな心で子育てができるような環境をつくる。</p>
2 基本理念	<p>●国の「基本指針案」における「子ども・子育て支援の意義」や「防府市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の基本理念等を踏まえ検討する。</p> <p>●「保育の量的拡大・確保」「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」「地域の子ども・子育て支援の充実」の新制度の3つの狙いを踏まえて、基本理念を想定する。</p> <p>●事例</p> <p>基本理念① 未来を担う子どもたちを育む</p> <p>基本理念② 子どもたちの可能性を引き出す</p> <p>基本理念③ 地域で見守る子どもたちの未来</p>
3 基本的視点と主要施策の方向	<p>●「防府市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の以下の6つの基本方針を本事業計画の基本的視点として定め、視点ごとの施策の方向を示すことによって、同後期計画を継承する主要施策の今後のあり方を具体的に示す。</p> <p>①すべての子育て家庭への支援</p> <p>②母子保健対策の充実</p> <p>③子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備</p> <p>④職業生活と家庭生活との両立支援</p> <p>⑤要保護児童等への対策の推進</p> <p>⑥安全・安心まちづくりの推進</p>

事業計画目次構成イメージ	概要及び次世代育成支援後期行動計画との関連
Ⅲ 事業計画	
1 教育・保育提供区域の設定	<p>●教育・保育提供区域の設定の趣旨及び内容、各教育・保育提供区域の状況等を定める。</p> <p>※考え方</p> <p>地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案し、「保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域」（以下「教育・保育提供区域」）を定める。</p> <p>その際、「教育・保育提供区域」は、教育・保育施設や地域型保育事業の認可の際に行われる「需給調整」の判断基準となることを踏まえて設定する必要がある。</p>
2 各年度における教育・保育の「量の見込み」及び提供体制の確保	<p>●教育・保育提供区域ごとに、計画期間における幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）を定める。</p> <p>●教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設と地域型保育事業による確保の内容と実施時期（確保方策）を定める。</p> <p>※現行の後期計画の基本方針①「すべての子育て家庭への支援」の継続的な取り組みも含む</p>
3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び提供体制の確保	<p>●教育・保育提供区域ごとに、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の種類ごとに量の見込みを定め、地域子ども・子育て支援事業ごとの提供体制確保の内容と実施時期を定める。</p> <p>【地域子ども・子育て支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援（新規） ・地域子育て支援拠点事業 ・妊婦健康診査 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業等 ・子育て短期支援事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・一時預かり ・延長保育事業 ・病児・病後児保育事業 ・放課後児童クラブ ・実費徴収に係る不足給付を行う事業（新規）

	<ul style="list-style-type: none"> 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規） <p>※現行の後期計画の基本方針①「すべての子育て家庭への支援」の継続的な取り組みも含む</p>
4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●以下の内容を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> 認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取り組みの推進 保幼小連携、0～2歳に係る取り組みと3～5歳に係る取り組みの連携
5 その他の事項 (1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 (2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の充実 (3) 職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備する等、防府市の実情に応じた施策を定める。 ●児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実等について、県が行う施策との連携に関する事項及び防府市の実情に応じた施策を定める。 ※現行の後期計画の基本方針⑤「要保護児童等への対策の推進」の継続的な取り組みも含む ●仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について、防府市の実情に応じた施策を定める。 ※現行の後期計画の基本方針④「職業生活と家庭生活との両立支援」の継続的な取り組みも含む
IV 計画の推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ●計画は、防府市子ども・子育て会議において毎年度点検・評価を行うことを記載する。 <ul style="list-style-type: none"> 区域ごとの事業計画シートにおける「量の見込み」「確保の内容」については、認定の状況、施設・事業の利用状況、整備状況等をもとに実施。 事業計画シートにおける「量の見込み」「確保の内容」について、必要がある場合は3年目を目途に計画を見直すこと等を記載。